

(様式第1号)

平成25年度 第2回芦屋市社会教育委員の会議 会議録

日 時	平成25年7月18日(木) 15:00~17:00
場 所	北館4階 教育委員会室
出席者	議長 安東 由則 副議長 海士 美雪 委員 西田 俊一 委員 野村 克彦 委員 守上 三奈子 委員 金木 友子 委員 松本 朋子
事務局	社会教育部長 中村 尚代 生涯学習課管理係長 北條 安希 生涯学習課管理係 北詰 真衣
会議の公表	■ 公 開
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 議題

- ア 平成25年度兵庫県社会教育委員協議会総会並びに研修会について(報告)
- イ 社会教育関係団体の新規登録について
- ウ 社会教育関係団体における地域還元のあり方について
- エ その他

- (3) 閉会

2 提出資料

- (1) レジメ
- (2) 平成25年度兵庫県社会教育委員協議会総会・研修会資料
- (3) 芦屋市社会教育関係団体登録数(平25.7.18現在)及び平成25年6月申請団体数
- (4) 平成25年度芦屋市社会教育関係団体登録申請団体一覧(6月申請分)
- (5) 芦屋市社会教育関係団体登録申請要領
- (6) 様式5号による報告抜粋
- (7) 平成25年教育委員と社会教育委員の意見交換会 日程調整表
- (8) 使用料減免対象施設一覧表(社会教育関係登録団体向け)
- (9) 社会教育活動報告書 記載例

3 審議内容

<安東議長>

議題アの平成25年度兵庫県社会教育委員協議会総会並びに研修会について事務局から報告をお願いいたします。

<事務局：北條>

平成25年7月3日(水)午後1時30分から平成25年度兵庫県社会教育委員協議会総会が行われ、議案1号から5号までが審議され承認されました。

総会后、午後3時から午後4時まで、学校法人奈良学園理事・前兵庫教育大学学長の梶田叡一氏を講師に、宮沢賢治の「雨ニモマケズ」から考えること、ご本人自身の身近な地域のことなどから「地域を支える人づくり」と題したご講演をいただきました。芦屋市からは事務局から1名と5名の社会教育委員の方が出席いたしました。

特にご報告すべき内容といたしまして、安東議長が平成25年度兵庫県社会教育委員協議会表彰を受賞なさいました。安東議長は7年以上社会教育委員として在任し、その功績が顕著であるとして表彰されました。おめでとうございます。事務局からは以上です。

<安東議長>

出席された委員の方から総会並びに研修会について一言ずつ感想などお願いします。

<野村委員>

初めてのことで、まずは聞かせていただきました。特に意見は、ございません。

<金木委員>

総会の中で、地域の方はがんばっているのに保護者の方はどうなのだろうという話がありました。PTAの代表として出させていただいているので、この話を心に留め、保護者の皆様に伝えていかなければならないなと思いました。

<松本委員>

社会教育委員として、家庭地域学校の連携を深め地域社会の教育力が高まるような、具体的にどのような取り組みができるのか考えさせられました。

<海士副議長>

それぞれの経験に重みがあり、社会教育委員の方々が熱心に誇りを持って活動されておられるのがわかりました。私も社会教育委員として何ができるのか考えていかないといけないなと思いました。

<安東議長>

大きな会議で難しいのかもしれませんが、事例検討や意見交換などいろいろな意見を聞けたらよいのと思いました。ある意味では形式的な会議ではあったのですが、もっと生かしていくにはどうしたらいいのかと考えていかなければならないなと感じました。

<安東議長>

ありがとうございました。議題アについて、ご意見ご質問等ございませんか。

— 意見なし —

ないようですので議題イの社会教育関係団体の新規登録について事務局から説明をお願いします。

<事務局：北條>

芦屋市社会教育関係団体は3年ごとの基準年に登録を行います。この基準年以外にも年に2回、6月と12月に登録申請をすることができ、これに基づき6月に申請があった団体についてまとめたものが本日お配りしております芦屋市社会教育関係団体登録数及び平成25年6月申請団体数一覧と平成25年度芦屋市社会教育関係団体登録申請団体一覧になっております。

団体の登録につきましては、来月の教育委員の会議で諮っていただき承認された団体に対し、承認書を交付することとなります。

教育委員の会議に提出するにあたり、これら申請団体が社会教育関係団体の登録要件を備えているか等、社会教育委員である皆様のご意見をいただきたいと思っております。なお、登録要件は要領2ページでございますとおり、公の支配に属さない団体、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的として、自主的かつ主体的に活動を行う団体、過去1年以上の実績があり、継続的かつ計画的に活動を行い、事業の成果が地域社会に還元されることが期待できる活動であるなどがございます。

今回は6団体から申請があり、登録要件の確認を行うために必要な創立年や会員数、活動内容などを抜粋しております。ご意見をお願いいたします。以上です。

<安東議長>

要件に基づいて今回申請されているということです。ご意見ご質問をお願いします。

<西田委員>

芦屋市は他市と比べて社会教育関係団体がかなり多いと聞いております。これは良いことなのか、登録が安易にできるということなのか、所管としての見解を教えてください。

<事務局：北條>

行政としましては、社会教育関係団体からの求めに応じて支援をすることとなっております。自分たちはこういう活動を行っている社会教育関係団体であるとして登録していただき、登録された社会教育関係団体には、例えば施設の使用料の減免等支援を行っているところです。社会教育関係団体である限り登録いただくのが良いと考えております。

登録数が多いというのは、社会教育の門戸を広げていたという今までの経緯があると聞いております。社会教育活動を行っていない団体は登録できませんが、社会教育活動を行っている団体である限り、支援を行うためにも登録いただき、結果登録数が多くなっているところです。

<安東議長>

何年前かに近隣ではどのくらい団体が登録しているのか比較したことがあります。4、5団体というところが多かったです。芦屋はできるだけいろいろな団体に参加していただき間口を広げていくという方向であったため、現在300を越える団体が登録しています。

私自身、初めて社会教育委員になった頃、他市と同じようにPTAなど一部のみ登録して手厚くすればいいのではないかと言ったこともあるのですが、認められませんでした。芦屋市としては間口を広げ、いろいろな人が参加できるという方式をとっていく方向で続いてきております。

もし、これを変えていこうとするなら、この会議で意見を出して教育委員会にあげていくしかないと思います。

<西田委員>

私自身は、良い悪いではなく、極端に登録団体数が多いということに意味があるのかと思ひ質問しました。社会教育関係団体に登録すれば施設使用料が減免されるので、それだけのためになっていないかなという懸念があります。

<事務局：北條>

確かに施設使用料減免だけを目的として登録されている団体もあったようです。それは良くないということで、平成23年の秋ごろの社会教育委員の会議の中でご意見をいただき、社会教育活動をしていること、地域に還元できる活動をしていることが確認できるように5号様式というのを追加しました。ただ、今までの経過の中で、社会教育活動や地域還元という意識があまりない団体もあり、事務局としても苦慮しているところではあります。5号様式を提出していただくことにより、社会教育活動を行っている団体であることを認識いただき、そういう団体だから登録しているという確認を行うようになったところです。

<事務局：中村>

芦屋市の住民は意識が高く、自立した活動を行っているのが素晴らしいという意見をいただいています。団塊の世代の方々が高齢化を迎え地域に戻ってきた時に、更にこういう活動が伸びるのではないかという話もあり、独自でいろいろな形で活動しようとする人は芦屋市には多くおられます。これから独居や孤食・孤立がいわれる時代の中で、どこかに関わるということが非常に大切になります。子育ての時代は教育・養育ですが、「今日行く」ところ「よう行く」ところを作り、いろいろなところに還元されるしくみを上手く作っていくことができれば素晴らしいことだと思います。市民の意識が高い市であればこそ素晴らしいものができると思います。行政としても、いろいろな部分で地域に頼っているところですが、投げかけると必ず返してくれるのが芦屋市民の方々なので素晴らしいところだと思います。芦屋川カレッジのように聴講生・カレッジ・大学院・学友会と繋がっていくというのが素晴らしい芦屋の財産であると思っています。行政として掌握してできることを支援していくというのは良いのですが、活動を生かせるような形にしていかなければいけないと思っています。

<野村委員>

芦屋川カレッジの話が出ましたが、毎年約100人ずつ卒業してその人たちが同好会を作ってネットワーク作りをして、学友会という卒業生全体の縦のネットワークも作ります。例えばゴルフの同好会、テニスの同好会、書道の同好会等があり、地域に結びついています。機関紙を発行し一戸ずつ手配りしているのでエリアごとのネットワークもできます。他のエリアにない芦屋市独特の活動ができているのではないかと思います。最近はどうな風な形で地域に還元していくのかを考えており、例えば清掃活動に同期会で参加しているということもあります。これによりまた新しい活動を見いだせるということも多くなってきています。これら活動のベースになっているのは、芦屋というきれいな環境に住んでいるという共通認識だということを感じています。

教育団体は、営利を目的とする団体は登録できないとありますが、そういう側面からすると、例えば年会費2000円が高いかどうか、何に使われているかというのが判断する時の材料になるのではないでしょう。

<西田委員>

営利ということの考え方は変わってきています。10年程前にスポーツ団体では活動回数に関わらず一律月3000円以上の会費が営利であると言われていました。目的が必要な経費としてのものであれば、競技によって経費は違ってくると思います。ライセンスを持った方が地域の人に指導することに対して謝金を払うというのは当たり前のことです。これは営利ではないと思います。ただ単に会費の金額だけで営利かどうかの判断はできません。どのように使われているかです。

<事務局：中村>

西田委員がおっしゃったように、そのへんが非常に難しいところです。どんなライセンスを持っているのか等専門の方だからわかることもあり、会費が講師の方に使われているということをどう判断するのかです。一流の方を育てるために一流の方に指導していただく等必要なこともあり、その線引きが一番苦労するところかと思っております。

<西田委員>

芦屋市は市民が自立して社会教育活動を行っており、そのため他市より活動団体が多いということであれば芦屋市として大いに自慢になるところです。単に支援ありきで登録されているのであれば逆だと思います。芦屋市として他市と比べてそういう市民団体が多いということであれば何とかしないといけないかと思えます。

<事務局：中村>

これまでは社会教育関係団体の登録の間口を広げてきたところですが、これからはどう整理していくのかです。還元していく仕組みを作るということ、社会教育活動を行っているかという問いかけをするなどして精査しようとしているところですが、それだけで足りているのかというのはまだ検討しなければなりません。事務局が気づかないところをご提案いただければ非常にありがたいところです。

<西田委員>

もう一つ教えてください。コミスクという分類はどういうものですか。

<事務局：北詰>

コミスクだけのものです。基本的に、コミスクの中の登録団体を別途登録はしないことになっています。

<西田委員>

例えば潮見コミスクだとか、それだけのものですね。その中の団体ではないのですね。

<事務局：北詰>

そうです。

<西田委員>

いくつあるのですか。

<事務局：北詰>

9つのコミスクと連絡協議会があります。

<海士副議長>

去年まで市民活動センターで仕事をしていたのですが、今現在、市民活動センターで登録している団体は337です。市民活動センターでは社会活動を行っている団体を登録しています。様々な団体があり、登録してもいい団体かどうか、営利目的ではないかということもあります。しかし、教室的なものであっても高い金額ではなく、明らかに市民の方々に還元するような意味合いがあれば社会活動として良いのではないかと等、ただ単に教室的なものを全て排除するものではありません。

市民活動センターに登録するためには、その団体に参加したい方を受け入れてほしいのです。カレッジの同窓生の方は同窓会的な意味合いもあるので、新たに入りたいという人を受け入れていないのですが、活動としてはオープンに地域でされていて素晴らしいと思います。社会活動団体も社会教育活動団体も同じで、市民を受け入れるかどうか、メンバーとしては受け入れられなくても行事等で門戸を開いているかどうか、公開しているかどうかの一つの基準だと思います。社会教育活動と社会活動は似ているのですが、社会教育活動の方がテーマがはっきりしているのもう少し絞ってもいいのではないのでしょうか。

芦屋市で登録の数が多いのは、芦屋市は教育意識のレベルが高い方や活動が充実している方が多いからだと思います。市民活動センターの力を借りなくても活動できる方がたくさんいらっしゃいます。他の市だと、市民活動センターでは何をしてもらえるのかと来られる方が多いです。芦屋では支援してもらうためではなく、自分たちが利用するために活動センターに来られています。しかし、テーマが決まっているので門戸を広げすぎず、もう少し縛りを設けても良いのでは、そのことで質が良くなることもあるのではないのでしょうか。ただ、それが排除に結びつくのはよくありません。芦屋は意識レベルが高いのですが、地域の中に還元ができておらず、ハードルが高いように思います。

<野村委員>

卒業生全員で700名ほどの学友会という組織があり、年会費2000円ほど徴収し、毎月講演会等さまざまな会を行っています。基本的には全て公開しています。年会費を払っていても、払っていない人と同条件であれば会員のメリットがないと等、内部的な問題もごさいます。しかし、地域還元・機会均等のための絶対条件ということで公開しています。

<海士副議長>

一般の方と会員の方の参加費が違っていいのではないですか。

<野村委員>

そうなのですが，そうなるともたいろいろ意見が出てきます。オープンにしてやっていますので。

<海士副議長>

みなさん知らないのは，同窓会だけだと思われているからですね。

<野村委員>

もっと公開してやってもらった方がいいですね。

<海士副議長>

みなさん来られて講演会などとても良いものをやっておられます。例えば活動センターにチラシを置くなどするのもいいかもしれません。

<安東議長>

きちんと還元してもらおうということですね。誰でもウェルカムというのが基本的な社会教育団体ということです。

<西田委員>

減免率はどのくらいですか。

<事務局：北詰>

3割です。

<西田委員>

3割減免というのは芦屋市内の施設ですか。

<事務局：北詰>

決められた社会教育施設になります。各施設が条例等で減免率を定めています。市民センター，体育館，各集会所，潮芦屋交流センター，総合公園などです。

<西田委員>

例えば分類がスポーツの団体が，スポーツ施設以外の施設を借りるときも社会教育関係団体であれば3割減免なのですか。

<事務局：北詰>

使用する施設で社会教育関係団体が社会教育活動をするのであれば、決められた施設で減免となります。減免を定めた施設の一覧がございますのでお配りします。

<西田委員>

体育館で青少年が使用する際には100%減免というのがあります。使用する側のモラルの問題もありますが、100%減免というのは良くないのではないですか。

<事務局：中村>

それは社会教育関係団体の規定ではなく、青年の家の設置に関する規定に根拠があります。体育館は青少年センターの位置づけもありますので、青年の家として使用する場合には減免は100%となり、社会教育関係団体としての減免は3割です。窓口受付の際、子どもの人数が一定以上であれば100%減免となっているところについて、所管であるスポーツ推進課とは調整をしているところです。

<守上委員>

申請団体2について、社会教育活動をしているというのはどこで判断されたのですか。

<事務局：北詰>

報告のあった地域還元内容として、定例の活動以外にも親子交流や学年・校区を超えた活動をしているというのが地域還元できていると判断しました。

<金木委員>

この活動にどのくらいの方が参加されているかというのは把握されていますか。たぶん出されているところと出されていないところがあるかと思いますが、活動の効果を確認するためにも基準を統一された方がいいのではないのでしょうか。

<事務局：北詰>

そうですね。わかりました。

<西田委員>

地域の協会に入れてもらえないから自分たちで登録するようになっていないところはないのでしょうか。同じ活動をする団体があれば一緒に活動すればよいと思います。

<金木委員>

協会の運営に疑問があり、それにあつた活動ができないから、自分たちで活動したいと

いう団体もあると耳にしたことがあり、そういう団体は救ってあげたいと思います。

<西田委員>

先にある団体の既得権がハードルになってしまい、新しく声をあげた団体が活動する場所がないというのは問題で、市民のモラルの問題もありますが、行政側も問題でもあると思います。

<事務局：中村>

行政としてはどこまで介入できるのかということがあります。各団体が自立していて、独自性もありそれぞれの事情もあるので、行政としては規定を守って活動しているかというところしか言えないと思います。300を超える登録団体の全てが施設を利用しているとは限らないです。

<西田委員>

社会教育関係団体は使用料減免の他に施設の予約が優先でできましたか。

<事務局：北條>

優先予約をすることはできません。

<野村委員>

別件となりますが、6番の「原発をなくそう芦屋連絡会」について、会費は取らずに学習会や会報発行、ビラ配り等の活動をしているのですね。政治色が多少あるので慎重にする必要があると思います。

<事務局：北條>

会費としては0ですが、賛同者からのカンパでもってまかなっているようです。

<西田委員>

この団体の活動は名前のおりの活動ですか？原発をなくそうとする連絡会ですか。

<事務局：北詰>

原発について学びを深めて、市民にも広く啓発する活動だと聞いています。

<西田委員>

原発をなくすというのは、それに対しては良いとか悪いとかわからないのですが、これは社会教育関係団体なのでしょうか。違うような気がします。

<安東議長>

社会教育活動とは基本的に、自主的に学びあうとか、勉強しあうとかです。

<西田委員>

原発をターゲットにするのは、そういう時代だからどうなのかなと。

<事務局：北詰>

会の名前から先入観があるとは思いますが、事務局としても団体の方と主旨等お話しせてもらいました。社会教育関係団体の主旨も説明させていただいた上で、どこに団体として主を置いているのか確認させていただき、原発をなくすことに主旨があるのであればそれは社会教育ではないというお話をさせていただきました。確認させていただきましたところ、原発をなくすというよりは、原発のことについて学んでそれを市民と共有して学びを深めたいというところに主を置いている、広く市民とともに学習交流を行いたいということが主たる目的であると確認できました。そこが主旨なのであれば、それは社会教育活動と言えると判断いたしました。

<野村委員>

原発の事について学ぶということが会の目的であれば、会の名前を変えてもらったかどうか。

<事務局：北條>

事務局としては会の名前を変えなさいという指導はできません。

<野村委員>

名前のとおり「原発をなくそう芦屋連絡会」であれば、政治色が強く受け入れられないと言えいいのではないですか。

<事務局：北詰>

名前による先入観があるから受けられませんというのは、言えません。

<金木委員>

社会教育委員の会議による意見だといってくれて良いです。

<野村委員>

思想的なものが入ってくる可能性があります。

<海士副議長>

原発を考える会くらいの名前だったら良いのですが、なくそうというのは明らかに意思表示ですね。内容は、みなさん一緒に考えましょうということを計画しているという風におっしゃっているわけですね。ビラなどが、なくそうというビラだったら明らかになくすことに主眼を置いているんじゃないですか。

<事務局：北條>

ビラは提出してもらっていないので、ビラの中身までは把握しておりません。

<松本委員>

この活動にいったことがあります。映画を見て、よかったらカンパしてくださいという箱が置いてありました。資料代等が必要ですから気持ちでカンパを入れてくださいと書いてあったと思います。内容としては、やっぱり原発は良くないですよという主旨であったと思います。よくないというのを市民に知っていただきたいという会だと思いました。

<西田委員>

この会が悪いとは言いません。原発をなくしたいと思っている方の集まりです。それが、なぜ社会教育関係団体に登録されるのかなと疑義があります。

<松本委員>

資金がないので、会場を借りる時などに減免があると良いということではないでしょうか。

<西田委員>

減免が目的であれば、社会教育関係団体としてはおかしいと思います。

<野村委員>

芦屋市として原発をなくそうとすることを認めたという風に、第三者からとられる可能性があります。

<事務局：中村>

社会教育委員の会議で意見が出たということで、もう少し提出物等求めた方がいいですね。発行されている会報やビラを見てもう少し慎重に審査し、原発について考えようという主旨のもとで活動されているのであれば良いのですが、そうでないとすれば、活動を反対するものではないですが、社会教育関係団体登録という主旨からするとお断りすることも

ありえます。

却下するとなると、不利益処分というのがあるので、この要件で不利益処分が出来るのかということも含めて確認をする必要があります。

<安東議長>

宗教や政党というのであればもちろん断ることは出来ますが、今の要領の中で却下に当たる部分があるのかどうかですね。

<守上委員>

要件の中に、特定の考え方を支持するっていうのもダメとすることはできませんか。

<安東議長>

それは難しいです。色んな考え方がありますから、どの思想が良くて、どの思想が悪いとは言えないのではないのでしょうか。

<西田委員>

要領の社会教育関係団体とはというところで、学習・文化・スポーツなどの活動と書いていますが、これが学習に当たるかどうか分かりませんが。

<安東議長>

学習です。

<西田委員>

仮に、原発をふやそう芦屋連絡会というのがあっても、いいのですか。

<事務局：中村>

なくそうを認めたら両方認めないといけませんね。

<海士副議長>

活動自体を否定しているものではなくて、それぞれの考え方で活動されて、自主的にされていることは素晴らしいと思うのですが、芦屋市の登録団体としてどうかということは、申し訳ないけどもう少し調べないといけないと思います。

<事務局：中村>

主旨と、登録の要件と、お出しいただいている資料、ご意思をもう一度確認し、不利益処分が出来るかどうかということは、弁護士の先生にご相談するなどの手段もあるかなと

思っています。

<西田委員>

社会教育関係団体にならなくても活動できるのではないですか。

<野村委員>

芦屋市に認められた団体だと言えるというのが大きいのだと思います。

<西田委員>

芦屋市の社会教育としては、反対はしていないと思いますが、原発をなくすのを賛成しているというように思われるかもしれませんね。

<安東議長>

寄せられた意見をふまえて、必要であるなら弁護士も交えて事務局で検討してもらい、報告をしてください。

<海士副議長>

守上さんがおっしゃった、どちらかを支持するようなことは社会教育関係団体にあてはまらないというような文言があつたらいいですね。

<事務局：中村>

何かを排除するような書き方がひっかかりますね。

<安東議長>

議題イについては以上でよろしいでしょうか。

それでは議題ウ社会教育関係団体における地域還元のあり方について事務局から説明をお願いします。

<事務局：北條>

芦屋市における社会教育活動を活発にするために社会教育関係団体の登録制度を設けております。ここで、社会教育活動とは地域を良くする、地域の活性化が期待できるなどのいわゆる地域還元を期待したものです。

平成23年度の社会教育委員の会議の中でいただいたご意見に基づき、昨年の一斉登録から様式5号「社会教育活動報告書」を登録申請書類に追加しております。

また、各社会教育関係団体の活動を把握するため、今年度より既登録団体にも「社会教育活動報告書」を提出いただいております。

様式5号による報告抜粋をご覧ください。

300を超える団体からの報告を受け、今後各団体に対して適切な助言をするために、この社会教育関係団体の行う地域還元のあり方について、社会教育委員の皆様のご意見をいただきたいと思います。

<安東議長>

ご意見ご質問があればお願いいたします。

<安東議長>

1番はどのような活動をする団体ですか。

<事務局：北條>

ダンスです。

<海士副議長>

9番のホームページの開設というのは、スポーツの団体ですか。

<事務局：北詰>

はい。野球の団体です。団体独自のホームページを作られて、見学や参加を呼びかけておられます。

<松本委員>

発表することが地域還元なののでしょうか。どう理解したらいいのでしょうか。

<金木委員>

地域還元の意味を勘違いされているのではないのでしょうか。

<海士副議長>

還元というより地域交流ですね。

<安東議長>

地域の人に入ってきてもらって一緒に活動をするということも地域還元ではあります。

<金木委員>

地域還元の定義がわからなければ書きにくいですね。

<海士副議長>

記入例があればいいですね。

<事務局：北條>

記入例は団体へは依頼の際にお渡ししています。追加資料として配布いたします。記入例が悪かったのではないかという反省もごございます。

<西田委員>

地域還元は義務付けられているのですか。

<事務局：北條>

そもそも社会教育関係団体とは、地域還元する機会を設けるなど地域に開かれた運営が求められているので、どのような社会教育活動を行っているかを確認するための様式です。

<西田委員>

各団体の本来の活動が地域の社会教育活動であれば一番いいですね。

<野村委員>

誰でも参加できるか、というのが地域還元の大きな柱の一つですね。例えば老人ホームに行くとダンスを披露して喜んでもらう等の社会還元などわかりやすいものを書いてもらえたらいいですね。

<西田委員>

限られた人だけでなく、地域の人たちに対する事業をすることが求められていると思います。

<野村委員>

5号様式に、一般の活動以外にどんな風に地域貢献されましたか、みんなが参加できる機会を設けましたかなど項目をはっきり書いたらどうでしょうか。

<海士副議長>

どんなことを書くべきかは様式の中で示されていますが、項目として地域に還元している内容と書いたほうがわかりやすいかもしれません。

<安東議長>

活動月日という記載欄があるため、その日に限ったことしか書きにくいですね。

<松本委員>

グランドゴルフの練習というのは普通の活動ですね。

<事務局：北條>

定例の練習や常に誰でも参加できるようにしているという記載のみの団体も多くありました。記入例を変えればいいのではないかと考えております。

<守上委員>

こういうものは社会教育活動にあてはまりませんという例を挙げたらいいのではないのでしょうか。

<海士副議長>

健康体操も地域の人たちが参加して健康活性化を目指しているというのはいいのですが、現在誰も入れられないといのは良くないですね。

<事務局：北條>

受け入れたいと思っけていても、キャパシティの問題で受け入れられない団体が他にもございました。

<守上委員>

定例の活動は定員でいっぱいでも、それとは別の活動を考えることもできますね。

<野村委員>

「社会教育活動報告書」のタイトルを変えてはどうですか。通常の活動の報告のように思われるのではないのでしょうか。

<海士副議長>

申請要領にも地域に還元するのが社会教育ですと書いてあります。

<事務局：北條>

24年の一斉登録の前には説明会を開催し口頭でも伝えているのですが、これまでの経緯があるためか、うまく伝わっていない団体もあるように感じました。

<安東議長>

社会教育関係団体そのものが地域貢献ではあります。

<事務局：北詰>

仲間内だけのサークル活動と社会教育活動はどのように見分けはどちらがいいのでしょうか。書類上で見分けるのは難しいように感じます。

<安東議長>

地域の人が集まって場を作っていること自体が社会貢献になりますね。

<海士副議長>

会員の人も地域の人であれば、その人たちに対してやっているということだけでも教育と言えますね。

<野村委員>

活動していること自体にも意味があります。なおかつ、もっと門戸を広げているか、活動の成果を発表しているか等、より地域に貢献するために何かしなければならないと考えさせられ、より良くなるのではないのでしょうか。

<事務局：中村>

記載例に、芦屋市としては更に啓蒙すること、地域の方と交流する機会を持つなどということを社会教育関係団体に求めているということを記載してはどうですか。

<海士副議長>

あなたの団体が地域に還元できることは何ですか、という書き方であれば意識を呼び起こし、自分たちができることを考えることができるのではないのでしょうか。

<西田委員>

社会教育関係団体であるから自分たちの普段の活動が社会教育活動であると思っている団体が多いと思います。それとは別に会員以外の方に対して行っている地域活動を別枠で設けてはどうでしょうか。一緒になってしまっているのだと思います。自分たちの活動以外にそれ以外の方に広く活動してほしいというのは、芦屋市としての方向付けであり希望ですよね。であれば様式を別にしたらいいと思います。

<海士副議長>

活動を通して十分地域還元されているものの、高齢化や人口減などの社会状況の中で、もう一歩進んだ活動を呼びかけることはできると思います。

<事務局：中村>

芦屋市として更なる活動を期待しているということです。

<安東議長>

その辺りをもう一工夫して、様式を整えてほしいですね。

以上ですべての議事は終了いたしました。事務局から他何かございかすか。

<事務局：北條>

教育委員と社会教育委員がお互い意見交換できるよう、平成22年より調整を行っております。今年度も日程を調整したいと思いますので、日程調整表にご記入いただき提出ください。

その他連絡事項と致しまして、平成25年度阪神南地区社会教育委員協議会第1回役員会（総会）が平成25年7月29日（月）14時から16時予定され、海士副議長と事務局から北條・北詰が出席いたします。

また平成25年9月5日（木）には近畿地区社会教育研究大会が和歌山で開催され、安東議長・海士副議長・守上委員・松本委員と事務局からは北詰が出席いたします。

最後に次回の開催について、10月17日（木）15時から17時まで芦屋市役所北館4階教育委員会室です。

以上